

議案第 85 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度入間市一般会計補正予算
（第 9 号））

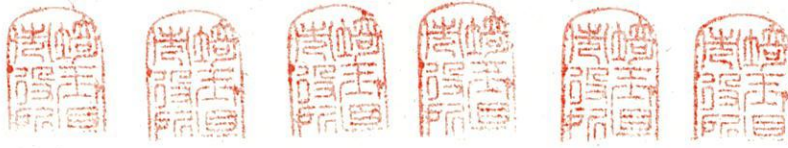
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

不老川緊急治水対策事業について、急遽、補正予算を編成する必要が生じたことから、令和 3 年度入間市一般会計補正予算（第 9 号）を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。



専 決 処 分 書

令和3年度入間市一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月22日

入間市長 杉 島 理一郎

令和3年度入間市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度入間市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,889,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	不老川緊急治水対策事業	171,380

令和 3 年度入間市一般会計補正予算（第 9 号）説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	4,078,099	55,880	4,133,979
歳出合計	46,833,484	55,880	46,889,364

17 県支出金

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 道路橋りょう費負担金	55,880	○不老川緊急治水対策事業負担金 55,880

